

質 疑 回 答 書

次のとおり質疑がありましたので、回答します。

質 疑 提 出 日	令和7年9月30日
件 名	パーソナルコンピューター賃貸借契約
場 所	(公財) 埼玉県下水道公社 本社 (さいたま市桜区田島地内) ほか

質 疑 内 容	回 答
1 契約書等について	契約書及び覚書については受注者の任意様式としますが、内容については事前に協議させていただきます。
2 リース契約終了後の取扱いについて	契約終了後の物件については、回収に適した状態で(リース品以外は取り外し)本社に集積し、本社1箇所で引き揚げ作業を行っていただきます。 また、回収後に受注者側で実施するデータ消去作業については、受注者が情報漏洩防止対策を講じていれば、任意の場所で作業していただいて構いません。
3 保守について	本契約における物件の保守については、別紙1に記載のとおり不要です。
4 納期遅延について	納期遅延の要因がやむを得ない場合には、発注者と受注者で協議のうえ、契約期間の変更等を行います。 なお、納期遅延の要因が受注者の責めに帰すものではない場合、当社では受注者に不利益となるような処分はいたしません。